

埼玉県警察交通安全教育指導班運用要綱

平成31年3月28日

交 総 第 3 4 9 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察交通安全教育指導班運用要綱の制定について（通達）

交通安全教育等を専門的に行う埼玉県警察交通安全教育指導班の効果的な運用を図るため、みだしの要綱を、別添のとおり制定し、平成31年4月1日から実施するから、誤りのないよう
にされたい。

別添

埼玉県警察交通安全教育指導班運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察交通安全教育指導班（以下「交通安全教育指導班」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置及び呼称

- 1 交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）に交通安全教育指導班を置く。
- 2 交通安全教育指導班は、「交通安全教育指導班ふれあい」と呼称する。

第3 任務

交通安全教育指導班は、埼玉県全域を活動範囲とし、原則として派遣要請に基づいて次に掲げる交通安全教育等を行うものとする。

- (1) 幼児及び児童に対する交通安全教育
- (2) 中学生及び高校生に対する交通安全教育（自転車免許に関するもの及び二輪車運転（実技）に関するものを除く。）
- (3) 成人及び高齢者に対する交通安全教育のうち特に必要と認めるもの
- (4) 交通安全教育資料の整備及び指導教育技法の研究
- (5) 前記（1）から（4）までに掲げるもののほか、交通事故防止活動の推進に係る活動

第4 編成

交通安全教育指導班は、交通総務課において交通安全教育に従事する警察職員（埼玉県警察会計年度任用職員運営要綱（令和2年務第732号）別表に規定する埼玉県警察交通安全教育講師を含む。）のうち、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）が指定するものをもって編成する。

第5 勤務制等

交通安全教育指導班の班員（以下「班員」という。）の勤務制は埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第10条第2号に規定する日勤制勤務とし、勤務時間の割り振り等は同規程第12条第1項の規定によるものとする。

第6 勤務計画

交通総務課長は、勤務指定及び活動計画を月間勤務計画表（別記様式第1）により策定し、毎月25日までに班員に示達するものとする。

第7 派遣要請

- 1 警察署長は、交通安全教育指導班の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ交通安全教育指導班の活動予定を確認した上、原則として派遣を要する月の3か月前の月の初日から派遣を要する月の前月の20日までに、交通安全教育指導班派遣要請書（別記様式第2）により交通総務課長に要請するものとする。
- 2 前記1の派遣要請を受けた交通総務課長は、派遣の要否を決定し、その結果を当該警察署長に通知するものとする。

第8 警察署長の協力

派遣先の警察署長は、原則として当該警察署員を同行させるものとし、装備資機材の貸与、準備等必要な協力を行うものとする。

第9 活動結果報告

班員は、交通安全教育等の結果をその都度交通安全教育等活動結果報告書（別記様式第3）により、交通総務課長に報告するものとする。

実施日

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和2年3月31日務第735号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

交通部交通総務課長 殿

警察署長

交通安全教育指導班派遣要請書

日 時	年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで
場 所	(屋内・屋外)
団 体 名	(連絡責任者) (電話)
対 象 者	幼児 (園児) 小学生 (全校・年生) 中学生 高校生 大学生等 高齢者 一般 その他 () 計 人
希 望 内 容	講 話 映 画 腹話術 実技教室 (歩行 自転車 衝突実験 内輪差) その他 ()
警 察 署 実 施 者	分掌 階級 氏名 警電
そ の 他 (連絡事項)	・雨天の場合の措置 ・電源の有無 ・その他

警察署担当者	警 電

別記様式第3 (第9関係)

A	B	C	D	E	F

実施月日	月 日()
担当者	
派遣先	警察署

交通安全教育等活動結果報告書

実施日時	年 月 日() 午 時 分~午 時 分							
実施場所							天候	
対象団体等								
対象人員	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般	高齢者	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人
派遣元警察署 (担当者名)								
指導内容 使用資機材 映画名等								
配布資料 啓発品								
使用車両	ふれあい 1・2号車 走行距離 km 所要時間 分 借上車 ()							